

小田地区 地区まちづくり構想 最終案について

令和 6 年 1 1 月 2 3 日
小田地区まちづくり協議会

- 1 地区まちづくり構想最終案について（P 2）
- 2 今後のスケジュールについて（P 14）
- 3 協議会活動について（P 15）

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

令和元年から小田地区防災まちづくり懇談会を開始



■ 小田地区まちづくり懇談会の様子



■ 町会別で実施した会の様子



■ まち歩きの様子

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

小田地区の範囲



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

小田地区防災まちづくり懇談会で出た課題・意見・対応策

【敷地の分割について】

- 大きな敷地が売りに出されると、複数の敷地に分割され、新たな密集状況が生み出されている。



【地区計画による対策】

- 敷地面積の最低限度の制限
- 共同住宅の専用面積の制限
- 道路等に面した垣、柵の構造の制限



【ワンルームマンションについて】

- 狭い道路の先に多くの人々が住んでいるが、災害時に危険ではないのか。
- 生活マナーが気になる。建設前に、町会に情報が伝わるようなルートをつくる必要がある。

【地区まちづくり構想による対策】

- ワンルームマンションのソフト面の対策
- 狭い道路後退部分の通行確保

【公園・広場について】

- 公園が少ないので設置して欲しい。
- 防災空地の整備も進めて欲しいので、空家や空地の情報があれば市と共有をしていきたい。



【道路について】

- 道路拡幅については総論として賛成だが、当事者となると話は別。
- 避難所へ至る線路沿いの道路が狭くて危険。
- 2項道路拡幅後に再びブロック塀等を建てているところがある。



【その他の対策】

- 防災空地の制度を活用する。
- 共同化補助等の既存制度を活用する。
- 道路についてはどのように進めていくか今後検討していく。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

5 手続きの流れ

1ページに示す小田地区地区まちづくり構想の対象区域で、2ページの地区まちづくり基準に定める建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更を行う場合は、建築確認申請の30日前までに、地区まちづくり組織である小田地区地区まちづくり協議会と協議をお願いします。建築等を計画する際は、計画位置に該当する各町内会へご連絡ください。



地区まちづくり基準の協議窓口（連絡先）イメージ			
地区	町内会館所在地	窓口	連絡先
小田1丁目町内会	小田1丁目14-4	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田中央町内会	小田4丁目6-12	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田3丁目町内会	小田3丁目9-20	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
小田4丁目町内会	小田4丁目15-15	※川崎市警察署（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）にお問合せください	
小田五丁目町内会	小田5丁目21-8		
浅田1・2町内会	浅田2丁目10-9	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇
浅田3・4町内会	浅田3丁目17		
小田栄町内会	小田栄1丁目17-2	※川崎市警察署（電話：〇〇〇-〇〇〇〇）にお問合せください	
京町3丁目町内会	京町3丁目14-1	※（担当者の記載予定）	〇〇〇-〇〇〇〇

※町内会の意向により表記を差し替えます。

小田地区地区まちづくり協議会及び小田地区地区まちづくり構想（地区まちづくり基準の協議以外）のお問合せについては、代表者まで文書にてお願いします。

代表者：〇〇 〇〇

送付先：〇〇〇〇〇〇〇（町内会館内）

小田地区 地区まちづくり構想（最終案）

1 小田地区地区まちづくり協議会と構想の対象区域

小田地区地区まちづくり協議会は、川崎市の不燃化重点対策地区内の町内会と、小田地区町内会連合会の町内会を合わせた範囲で活動を行っています。

この協議会は、地域の人々のつながりを大切にしながら、災害に備えて安全で良好な住環境を実現し、小田地区全体で安心して未来を築けるまちづくりを行っている組織で、川崎市地区まちづくり育成条例に基づく組織認定を受け、地区まちづくり構想を策定し、運用しています。



図：小田地区地区まちづくり構想の対象区域

「地区まちづくり構想」とは、川崎市地区まちづくり育成条例に基づくもので、地区のまちづくりを行うための具体的なルールを地区まちづくり構想として取りまとめ、これを市に申請し市の認定を受けることが出来る制度です。地区で守るルールを制度的に位置づけることで、ルールが公表され、ルールを地区住民等が遵守することで地区まちづくりが推進されるものです。小田地区では令和 年 月 日に川崎市に地区まちづくり構想の認定申請を行い、令和 年 月 日に認定されました。構想の有効期間は、令和 年 月 日～令和 年 月 日までとなっています。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

2 地区まちづくり目標



3 地区まちづくり基準

安全で良好な住環境を実現するため、次のように「地区まちづくり基準」を定めています。建築物の新築等を行う場合は、協議をお願いいたします。

■対象となる建築物 専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物

(共同住宅、寄宿舍及び長屋)

※いわゆる「ワンルーム」形式の住宅です

■対象行為 対象となる建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更

■協議の時期 建築確認申請の30日前まで

■基準を定める項目と基準の内容

自転車置場	ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。自転車1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。ただし、効率的に駐車できる設備を用いることができる場合にあっては、この限りではありません。	
バイク置場	ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数のバイク置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。バイク1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。	
ごみ置場	原則、ごみ置場を確保し、ごみ出しのルールやマナーについて住民への周知や適切な管理に努めてください。敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置場を管理する町内会等と十分な協議をしてください。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会してください。	
緑化	敷地内の空地は、できる限り緑化をしてください。花壇等のすぐに移動ができない仕様が望ましいです。	

4 地区まちづくり活動計画

安全で良好な住環境を実現するため、次のような地区まちづくり活動を行っています。

(1)小田地区の地区まちづくりに関する広報活動等

■広報活動のイメージ



(2)防災に関する啓発活動等

■防災に関する啓発活動等のイメージ



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【検討経緯】

- ・ 令和元年6月～：防災まちづくり懇談会でまちの課題を検討
(懇談会ニュース第1号～15号を配布)
- ・ 令和6年1月～：小田地区まちづくり協議会でまちのルールや活動内容について検討し、地区まちづくり構想へとりまとめを検討
(協議会だより第1号～5号を配布)
- ・ 令和4年～令和6年：地区住民等を対象としたアンケートを4回実施

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり目標】

大目標

「未来につなげる つよいまち」

4つのテーマ別目標

燃えにくく安全に避難が
できるまち



緑あふれる住み良いまち



あいさつと祭りでつなぐ
歴史と絆



未来に向けて末永く
暮らせるまち



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり基準】



建築行為等の際に、事業者と協議窓口（各町内会）との事前協議を促すことができます。（市HPに内容が掲載されます。）

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり基準】

対象：専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物(共同住宅、寄宿舍及び長屋)

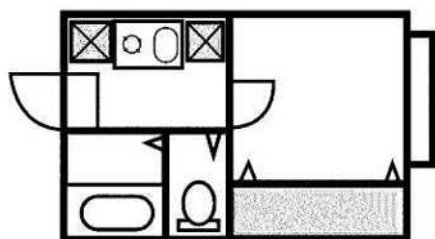
基準項目	基準内容
自転車置場	ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。自転車1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。ただし、効率的に駐車できる装置を用いることができる場合にあっては、この限りではありません。
バイク置場	ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数のバイク置場を設け、適切な駐車について住民への周知や管理に努めてください。バイク1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。
ごみ置場	原則、ごみ置場を確保するし、ごみ出しのルールやマナーについて住民に周知や適切な管理に努めてください。敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置き場を管理する町内会等と十分な協議をしてください。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会してください。
緑化	敷地内の空地は、できる限り植栽をしてください。花壇等のすぐに移動ができない仕様が望ましいです。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり基準】

専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物
(共同住宅、寄宿舍及び長屋) を対象とします。



30㎡未満の
住戸イメージ



2戸以上

1 地区まちづくり構想最終案について

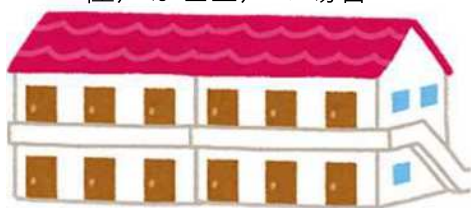
- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

自転車置場の基準

- 自転車置場の台数：住戸の数の2分の1以上
- 自転車のサイズ：概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に必要台数を配置し、敷地内に収めること。※ラック式駐輪場もOK

(例)

住戸が12戸の場合



必要な自転車置場の台数は
6 台以上



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

自転車置場の基準

- 適切な駐輪について住民への周知や管理に努めること。



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

バイク置場の基準

- バイク置場の台数：住戸の数の10分の1以上
- バイクのサイズ：概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に必要な台数を配置し、敷地内に収めること。

(例)



住戸が12戸の場合

必要なバイク置場の台数は
2 台以上



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

バイク置場の基準

- 適切な駐車について住民への周知や管理に努めること。

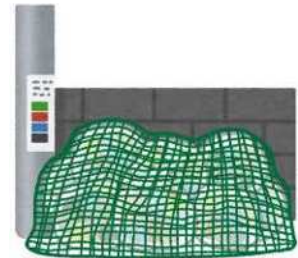


1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

ごみ置場の基準

- 原則、ごみ置場を敷地内に確保すること。
- 敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置場を管理する町内会等と十分な協議をすること。

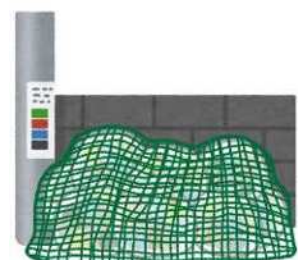


1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

ごみ置場の基準

- 町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会すること。
- ごみ出しのルール等について住民に周知や適切な管理に努めること。



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

緑化の基準

- ・ 敷地内の空地は、できる限り植栽をすること。
- ・ 花壇等のすぐに移動できない仕様が望ましい。



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

安全で良好な住環境を実現するために
取り組んでいく活動を定めます。



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

広報活動のイメージ



協議会だよりの
回覧や掲示



ウェブサイト等での発信

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

防災に関する啓発活動等のイメージ



防災講座



まち歩き点検や
避難のためのマップづくり

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

防災に関する啓発活動等のイメージ



子ども向け
防災イベント



炊き出し体験や
災害クッキング体験

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり活動計画】

防災に関する啓発活動等のイメージ



安否確認訓練



消火器等の共同購入

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり構想案に関するアンケート結果】

配布対象	地区内にお住まいの方	地区内に土地・建物の権利をお持ちの方
配布方法	戸別配布	郵送
配布数	13, 223部	国内1,247部、国外9部
期間	配布：令和6年9月7日～20日 回答：令和6年9月30日まで	配布：令和6年9月18日発送 回答：令和6年9月30日まで
回答数	44件（うち、郵送はがき30件、ウェブ14件）	



1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【地区まちづくり構想案に関するアンケート結果】

意見数 57件

意見（要約）	見解・回答
地区まちづくり構想・目標についての意見：4件	
地域の改善に向けて、前向きな活動だと感じた。	ご理解、ご協力ありがとうございます。いただいた御意見を参考に活動していきます。今後ともご協力をお願いいたします。
地区まちづくり基準についての意見：12件	
今後増加が見込まれる、特定小型原動機付自転車（特定小型原付）の置き場は。	今後の排ガス規制の強化を考慮し、125ccのスクーターのサイズを参考にバイク置場の目安を奥行き2.0mに変更しています。

1 地区まちづくり構想最終案について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

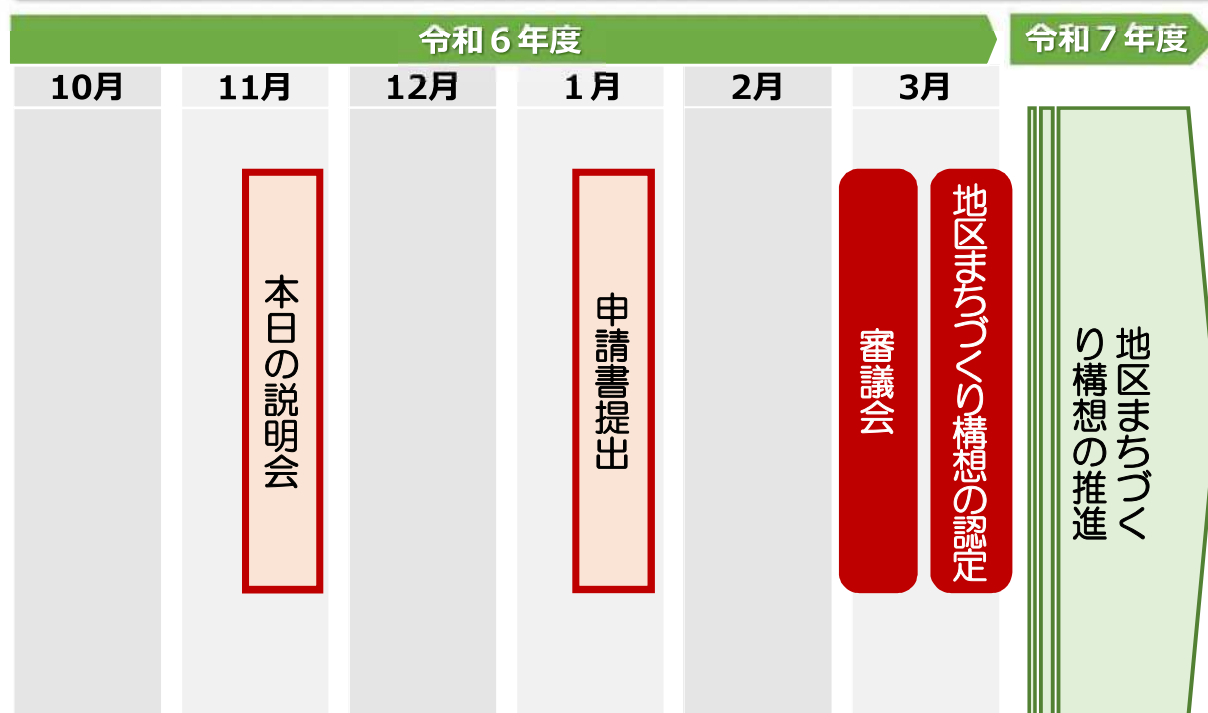
【地区まちづくり構想案に関するアンケート結果】

意見（要約）	見解・回答
地区まちづくり活動計画についての意見：3件	
新参でも参加しやすいイベントや高齢者に向けての防災講座があったらいいと思う。	頂いたご意見を参考に、具体的な取組については、今後検討していきます。
その他のご意見：38件	
小田栄駅付近の道路整備が急務である。	小田周辺戦略エリア整備プログラムに基づき、交差点改良の検討を川崎市が進めています。

2 今後のスケジュールについて

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

地区まちづくり構想の年度内の認定を目指します。



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント】

逃げ地図づくり



災害クッキング



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

逃げ地図とは

逃げる人の目線で**住民自身がつくる**
色えんぴつで塗分けた**手作りの地図**

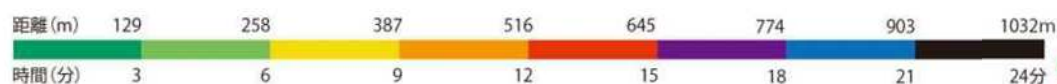


※出典：逃げ地図ウェブサイト

3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

逃げ地図とは



一つの色で3分間に避難できる距離を表している



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 逃げ地図づくり】

場 所：浅田こども文化センター

日 時：令和6年7月25日（木）10～12時

出席者：小学生5名が参加



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 逃げ地図づくり】

場 所：小田こども文化センター

日 時：令和6年7月28日（日）13時半～16時

出席者：小学生20名が参加

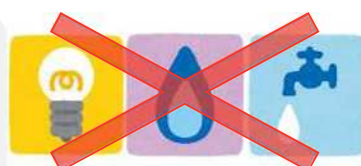


3 協議会活動について

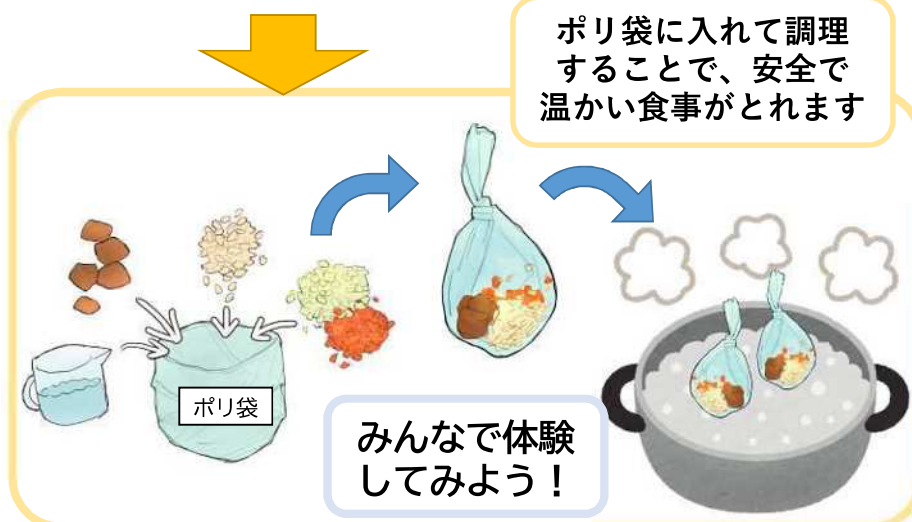
- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 災害クッキング】

災害が起きると、
電気・ガス・水道が止まって
調理ができなくなったり
衛生環境が悪くなるかも…



ポリ袋に入れて調理
することで、安全で
温かい食事がとれます



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 災害クッキング】

場 所：浅田こども文化センター

日 時：令和6年7月20日（土）10～12時

出席者：親子3組、小学生2名が参加



3 協議会活動について

- 1 構想最終案
- 2 スケジュール
- 3 活動紹介

【夏休み防災イベント 災害クッキング】

場 所：小田こども文化センター

日 時：令和6年7月28日（日）16時半～18時半

出席者：小学生20名が参加



3 協議会活動について

1 構想最終案
2 スケジュール
3 活動紹介

- ・ 協議会では、今後も防災に関するイベント等の企画を検討していきます。
- ・ ぜひ企画にも参加したいという方がいましたら、ご連絡お待ちしております。

連絡先

川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課
電話 044-200-2731 FAX 044-200-0984
E-mail 50bomati@city.kawasaki.jp

ご清聴ありがとうございました